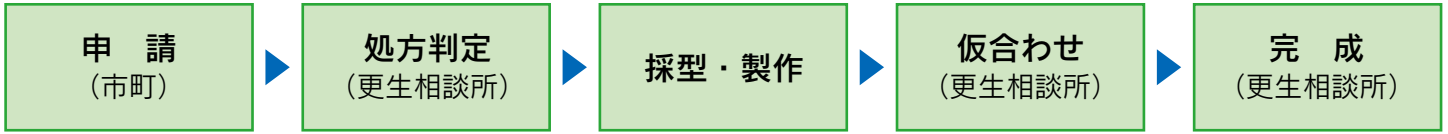


# 義肢・装具制作の流れ

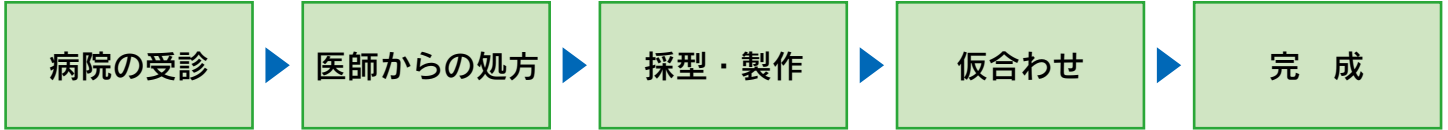
## 障害者総合支援法による場合

※市町への補装具製作・修理の申請と判定が必要です。



## 病院で療養費払いによる場合

※療養費払い（立て替え払い）が必要です。



## 健康保険への申請方法

装具代金は、患者様が義肢装具制作会社へ、一旦全額をお支払いいただき、各健康保険へ申告することによって、自己負担の割合に応じて返金されます。

申請先・申請方法は各健康保険（国民健康保険・全国健康保険協会・共済組合等）によって異なりますので、下表をご参照ください。

健康保険の種類	申請先	申請方法
国民健康保険	お住まいの市町役場	・意見書 ・領収書 ・保険証 ・認印 ・振込先の口座番号 上記を各市町の健康保健課へ持参してください。
全国健康保険協会	全国健康保険協会 各都道府県支部	・意見書 ・領収書 ・申請用紙 上記を管轄の支部に郵送、もしくは窓口へ持参してください。
組合健康保険 共済組合	職場の健康保険の係	職場の健康保険の係の方へ、申請方法をお尋ねください。
船員保険	全国健康保険協会 船員保険部	・意見書 ・領収書 ・申請用紙 上記を管轄の支部に郵送、もしくは窓口へ持参してください。
後期高齢者医療	お住まいの市町役場	・意見書 ・領収書 ・保険証 ・認印 ・振込先の口座番号 上記を各市町の高齢者福祉課へ持参してください。
労働者災害補償保険	所轄の労働基準監督署	・意見書 ・領収書 ・申請用紙 労働中：療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第7号（1）） 通勤中：療養給付たる療養の費用請求書（様式第16号の5（1）） 所轄の労働基準監督署長に、提出してください。

※全国健康保険協会は各都道府県支部に分かれています。

また、愛媛県にお住まいの方でも、勤務先によっては申請する支部は他県、ということもあります。

保険証の下部に申請先が記載されておりますのでご確認ください。